

No.66

ダンピングとダンピング防止法の起源
歴史的文脈における「不公正貿易」概念の成立

柴山千里

2000年10月

小樽商科大学商学部経済学科

2000年10月17日

ダンピングとダンピング防止法の起源
歴史的文脈における「不公正貿易」概念の成立
(preliminary draft)

柴山千里

小樽商科大学商学部経済学科

〒047-8501 小樽市緑3-5-21
小樽商科大学商学部経済学科
電話：0134-27-5313
ファックス：0134-24-5213
e-mail: chisato@res.otaru-uc.ac.jp

概要

本論文の目的は、ダンピングが国際貿易のルールにおいて非難されるべき行為として認知されるに至った経緯を歴史的に検証することである。対象とする期間は 18 世紀末から関税貿易一般協定が成立する 1947 年までとする。見いだされた結論の第一は、ダンピングを一つの商行為として認識していた 18 世紀末から、19 世紀には戦争や貿易摩擦の中で外国の略奪ダンピングの概念が一般に流布され、1920 年代にその存在と不公正性が国際的に広く認知されたことである。結論の第二は、ダンピングを防止する法律として成立したのは、事実上のセーフガード措置であり、略奪的ダンピング以外のダンピングもその対象とされるに至り、ダンピングと略奪的ダンピングが一意に結びつけられ、1947 年のダンピング防止条項で、国際競争法の法源として不完全な形で引き継がれたことである。

1.はじめに

本論文の目的は、ダンピングが国際貿易のルールにおいて非難されるべき商行為として認知されるに至った経緯を歴史的に検証することである。本論文では、経済的現象として認識された 18 世紀後半から GATT 成立時期までを検証する。それ以降の展開については、改めて論じることとする。

見いだされた結論の第一は、非難されるべき国際貿易上の行為が、いわゆる略奪的ダンピングすなわち、輸出先の国の競争産業を極めて低い価格によって壊滅させ、その後、独占利潤を得ようとする商行為である（不当廉売、略奪的価格設定、略奪的ダンピングと呼ばれる）。そのような商行為は、あるとしても極めて希でありながら、ある国の要人の発言のレトリックの誤解がそのまま輸入国の論客によってねじ曲げられて利用され、流布された結果であった。しかしながら、戦争のように国家間が異常な対立関係にある場合や恐慌の時には特に喧伝され、ある国が名指しで「不公正」であると非難された。これに対して常に冷静な批判が表明されたにも拘わらず、略奪的ダンピングの存在が国際的に認知されて行き、ついにはダンピングが略奪的ダンピングと一意に結びつけられるようになった。

結論の第二は、略奪的ダンピングを防止する法律で残ったのが、事実上のセーフガード措置であったということである。しかも、対象となるダンピングは、略奪的ダンピングとは限らなかった。このため、ダンピングであると認定されても「不公正」という言葉を用いるべきではないという意見が表明された。しかし、1947 年に成立した GATT の第 6 条は、輸入国の競争産業に損害を与えるダンピングは悪いとの価値判断が明確に入っている。「疑わしきは罰する」この条項は、ダンピングが「不公正」であるが故に、GATT-WTO の規定の中で、特殊な位置を占めている。以下では、それに関して詳述しよう。

GATT-WTO 協定におけるダンピング防止規定、第 6 条は、「ダンピング輸入が輸入国産業に損害を与えるかその恐れがあるとき、攻められるべきものとされ」、輸入国政府は、ダンピング・マージン以下のダンピング防止税を課してもよいとしている。

これは、GATT の原則と言われる自由・無差別・互惠（もしくは相互主義）・多角から外れた条文なのである。輸入国が外国企業のダンピングとそれによる国内競争産業の損害を認定すれば、課税をしてもよいという点で自由原則の例外であり、輸入国が一方的に課しても良いという点で互惠原則の例外であり、

問題とされる輸入にのみ課税という点で無差別原則の例外である。

これを、第 19 条の緊急輸入制限措置の規定と比べてみよう。第 19 条は、多角的貿易交渉によって決定したスケジュール通りに関税を引き下げた際、国内産業に著しい損害があるかその恐れがある場合、主要輸出国の承認を得て、その関税の引き上げもしくは数量制限を一時的にしても良いという規定である。ただし、主要輸出国の承認を得る前に措置を取った場合、主要輸出国に報復措置が許されており、また他の輸出国がその措置によって損害を被ったと申し出た場合、何らかの形で補償しなければならない。この規定は、自由貿易を一時的に遅れさせるが、当該製品の全ての国に対する輸入に対して保護措置が取られるため無差別原則に則っており、輸出国に対する補償が盛り込まれているため相互主義に則っている。

第 6 条と第 19 条の相違は、「不公正」貿易と「公正」貿易による輸入に対して、措置を違えていることを示している。第 6 条は、国内産業に損害を与えるダンピング輸出をした企業が、「不公正貿易を行っているため」、それに対する罰則としてまた再犯防止の脅しとして、そして国内産業に対する救済措置として課税されることとなっている。一方、第 19 条は、輸入国がダンピングや補助金付き輸出により損害を被ったのではなく、あくまで国内産業の事情であるため、手続きが厳しくなっているのである。

では、「公正貿易」とは何か？Huchison[1951]によれば、1881 年英国に公正貿易同盟(Fair Trade League)が組織され、「自由貿易は、互惠的でなければ、「不公正貿易(unfair trade)である」との見解を示した¹。Viner[1923]によれば、1886 年当初のイギリスでは、「輸出補助金や高関税による国内産業保護のもとでのダンピングや間接税などによる生産の人工的な条件に関して、等しい水準に置き換えること」であり、「生産条件の自然な差異に干渉する」保護貿易とは異なるとしている²。

しかし、今日の先進国のような、製品の安全基準、労働基準、最低賃金、社会保障、環境保護の為の制約、国内競争法の差異等、生産条件に影響を与える人為的な制度が錯綜している中で、「公正貿易」は拡大解釈される傾向にある。また、例えば ILO（国際労働機構）の「子供の人権規約」違反の児童労働生産の製品輸入に対する先進国側の禁輸なども問題とされていることも確かである。

¹ Huchison[1951]p.19 しかし、この連盟に対する政治的支持は僅かであった（同 p.20 脚注）。

² Viner[1923]p.49-50.

製品の安全基準・労働基準・環境保護規制が厳しいほど、最低賃金・企業の社会保障費負担が高いほど、他の条件を一定として、その企業の生産コストは高くなる。従って、そうでない国の製品と価格競争を行えば、不利になることは確かである。従って、「公正貿易」を声高に叫ぶのは、上記制度が充実している先進国であり、それは、米国の通商法 301 条の行使や、EU などの先進国から糾弾される発展途上国の「ソーシャル・ダンピング³」「環境ダンピング」は、発展途上国の反発を買っている。

人権や「国際公共財としての自然環境」に関して、何らかの国際的合意や措置をとることは必要であるだろう。しかし、GATT-WTO で取り上げられているダンピングは、商品ダンピングのみである。「不公正」「ダンピング」概念の拡大を図ることで、本来の目的「児童労働の減少」「環境保全」に反する効果をもたらす法制度を作ってはならない。

本論文が、誤解と一時的な国民的反感の高まりと産業や政治家の利害関係と政府の妥協的調整によって形成されたダンピング概念とダンピング防止法の形成を振り返ることによって、あるべきダンピング防止法を再考する一助になれば幸いである。

今日のダンピング防止規定を肯定的に論じる議論は「ブレーキがあれば車を速く走らせることが出来る」という、セーフガードを容認と同様の理屈である。1990 年代半ば以降、自由化が急ピッチで進んだラテンアメリカ諸国を初めとした発展途上国にダンピング防止法利用が急増していることを受けての容認発言である⁴。上述のように、ダンピング防止法は手続き上セーフガード措置（第 19 条）より輸入国の発動コストが低く、しかも問題となる特定品目のみに絞れるという意味でも、輸入国の顧客や消費者以外は損失を被らない。

しかし、ダンピング防止税の存在が関税引上げによる効果のみに留まらないことが、Prusa[1992]、清野・柴山[1992][1993]、Staiger& Wolak[1996]、柴山[1996]等によって指摘されている。清野・柴山[1992][1993]は、「ダンピングをすれば課税する」という脅しのもとでの企業が価格を引き上げることを独占企業とクールノー複占競争下で分析した。Prusa[1992]は、ダンピング調査調査手続の中に「価格約束」というダンピングにならないような価格引き上げを相手企業に

³ ソーシャル・ダンピングは、低賃金・長時間労働などの企業の劣悪な労働条件や社会保険未整備等の輸出国から、そうでない条件の国への商品輸出を言い、特に製品価格の価格差別が存在していなくてもかまわない。

約束する制度があるために、それによって調査手続が途中で終了する現象を説明した。柴山[1996]は、調査手続で用いられる「利用可能な最前情報」(Best Information Available もしくは facts available)ルールが、非提訴企業のクロ認定の確率を上げていることを指摘した⁵。Staiger& Wolak[1996]は、1994年に行った実証分析の結果に基づき、ダンピング防止税による間接的保護貿易効果を報告した⁶。彼等は3つの効果を想定した、第一は、ダンピング調査手続中に貿易量を増大させることがクロ認定の確率を上げるかダンピング・マージンを大きくするため、調査手続に入ることで貿易量が縮小する効果である。第二は、Prusa[1992]の指摘した外国企業の「価格約束」によって調査が中止される「中止の合意」の効果である。第三は、最終決定以前に引き下げられる提訴申し立ての効果のことを言う。結果は、第一と第二の効果、特に、価格約束は、もし代わりにダンピング防止税が課された時に予想される大きさと同様の貿易制限をもたらすことを見いだした。

以上のように、ダンピング防止税は、手頃なセーフガード措置では済まされない保護貿易効果を持つのである。手頃なセーフガード措置を必要とするのであるならば、第19条の適用を拡大するのが筋であろう。根拠薄弱な「不公正」概念の拡大利用や不適切な運用によって、国際貿易政策に不適當な複雑さを持ち込むのは如何なものか。

ダンピングやダンピング防止法を網羅的に研究した先行文献は、Viner[1923]が最古かつ最も重要なものである。ダンピング関連のあらゆる論文において、彼の著作は引用がされている。本論文も Viner[1923]に多くを負っている。GATT 成立とそれ以後の研究については、Barceló[1991]が詳しい。その間の研究に関

⁴ 例えば Miranda et al[1998]参照。

⁵ 「利用可能な最前情報」とは、輸入国政府が、非提訴企業に資料の提出を求めたとき、その企業が協力的に資料を提出しない場合、利用可能な情報でダンピング認定を行って良いという規定である。ダンピング資料提出の為の事務コスト・弁護士費用は機会費用も含めて相当額に達する。このため、特に発展途上国の非提訴企業を中心に、コストを払わず、結果的に輸入国の提訴企業の資料に基づいてダンピング認定がされるという問題が発生していた。このため、ウルグアイ・ラウンドにおけるダンピング防止協定では、「当局は、利害関係を有する者（特に小規模な会社）が要請された情報を提供する際に読面する困難について妥当な考慮を払うものとし、また、実行可能な援助を行う」（第6条の実施に関する協定 6.13）との条項を加えている。通産省通産政策局編『2000年版不公正貿易報告書』p76、外務省経済局監修『世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 WTO』p.350 参照。

⁶ 1980年から85年の間の米国での工業製品を網羅した各々のダンピング防止手続きのタイミングと結果を検討した。

しては、さまざまな文献を利用した。

日本においてダンピングおよびダンピング防止法の著作を著した最初は油本豊吉[1938]『ダンピング論』であろう。また、国際経済法研究会編[1955]『国際不正競争の研究』もダンピングに関して詳しい。もちろん、明治末年において既にダンピングに関して教科書の一部を成すほど日本において注目されていた。例えば、1907年発行の堀江歸一著『国際商業政策』では、第7節でダンピングを論じ、当時英国で盛んであった反ダンピング政策を求める議論を取り上げて批判している。また、1911年発行の津村秀松著『商業政策 上巻』は、ダンピングに関して7つの節を割いて論じている。

注意すべきは、1938年、1955年という年が、日本にとってのつひきならない時期であったということである。前者は、日中戦争開始翌年で1933年に脱退した国際連盟や欧米諸国から非難されていた時期である。1930年代の日本の繊維産業は、圧倒的な価格競争力で英国競争産業に打撃を与えており、貿易摩擦が生じていた。これに対して、1934年ジャーナリストから経済評論家に転身した高橋亀吉による『ソシャル・ダンピング論』が出版されている。当時、日本の欧州への輸出急増が、通貨価値の下落のみならずソーシャル・ダンピングであると非難され、保護貿易措置を取られたことに対する苛立ちが込められた本である。一方、安価な日本製品の欧州市場での氾濫の記憶が、第二次世界大戦後の日本 GATT 加盟に際して影を落とす。GATT 成立以降、日本が締約国として加入を悲願し、1952年に加入申請をしながら、主に英連邦の強硬な反対により、加入を引き延ばされた。一時は頓挫するかと思われた日本加盟問題も、東西冷戦という政治状況の中で、1954年から好転を見せ、1955年9月に漸く一部条件付きで加入を果たした⁷。『国際不正競争の研究』が上梓されたのは、同年10月であった。

研究者と雖も歴史の中で生きている。ことに19世紀から20世紀半ばまでは、現在主要先進国と言われる国々の間で、戦争・内乱が頻発し、社会変化と景気変動が激しく人々を翻弄した。このような中で著された先達の研究に敬意を表しつつ、本論文をしたための次第である。

第2節では、経済理論から見たダンピングとダンピング防止法、第3節では、

⁷ GATT 第35条援用国が14カ国存在した。具体的には、この14カ国は日本に対し高率の関税と差別的輸入制限を課しても良いという規定である。もちろん日本もそれらの国々に対し、相互主義をとってもかまわない。このいきさつの詳細は赤根谷[1992]、内容の詳細は内田・堀

ダンピングの起源とその評価、第 4 節では、各国の「ダンピング防止法」の制定、第 5 節では GATT ダンピング防止条項の成立を論じ、第 6 節では、結語が述べられる。

2. 経済理論から見たダンピングとダンピング防止法

ダンピングの認定は、GATT-WTO のダンピング防止協定に則り、各国の行政が定めたルールにもとづいて算定されるが、おおまかな概念は、以下のものである。ある製品の正常価額 (normal value) が輸出価格 (export value) を上回る場合にダンピングが存在すると言う。通常の商取引とは、第三者に相当数量販売しているような取引である。通常の商取引でない場合とは、当該製品を国内市場で販売していない (あるいは極めて少ない販売数の) 場合、国内価格が平均費用割れを起こしている場合である。この場合、第三国への輸出価格か、製造原価 + 販売一般管理費 + 適正利潤をもって、正常価額とする。比較の際は、通常、工場出荷段階まで調整して比較を行う。即ち、国内価格が輸出価格より高い、価格差別が国際間で行われているか、原価割れ販売が行われている場合、ダンピングと言われる。

理論的には、ダンピングの発生要件は、地域間価格差別が可能である場合、異時点間価格差別が可能である場合、外部からの補助金が与えられた場合の 3 つが考えられる⁸。

最も単純な完全競争モデルの下では、輸出補助金と輸入関税政策が抱き合わせになって、ダンピングが生じる。

地域間価格差別とは、企業が少なくとも国内市場に対して価格支配力を持ち、しかも消費者により価格差を利用した裁定取引が不可能である場合 (関税その他の貿易障壁か輸送料などによって) 生じる。これは、独占企業でなくとも、ガリバー型寡占、トラストやカルテルによる共同利潤最大化を行っている場合も含まれる。19 世紀末から 20 世紀の米国やドイツで行われていたダンピングは主にこれに含まれると言えよう。

異時点間価格差別は、2 つのケースがある。第一は、将来の製品価格がわからない場合、企業が与件を所与としてある確率のもとで決定した生産計画し、その後、価格が明らかになったときに原価割れ販売を起こしてしまうというも

[1959]p.164-172 参照。

⁸ 地域間価格差別・異時点間価格差別の詳細については、清野・柴山[1992]参照。

のである。後述する 19 世紀初め頃から報告されていた英国のダンピングはこれに含まれているように見受けられる。第二は、初期の時点で低価格戦略を取る場合、後の時点でそれを回収する以上の利潤が見込める場合である。一つは、費用に拘わるものである。例えば、半導体産業などに見られる生産による習熟効果が極めて早い産業で、当初から安値で販売するような場合である（フォワード・プライシングと言う）。

もう一つは、収入に拘わるものである。消費者に需要惰性が働くような場合、事前に安く製品を販売する戦略もある。あるメーカーのパソコン機種を選んじしまうと、別の機種にスイッチするのに習熟コストがかかるような場合、このような戦略は有効である場合がある。これは、カメラとその周辺機器などの関連でも考えられる。本体を安く売り、オプション品の高感度レンズ等を高く売るなどである。

独占禁止法、反トラスト法などの競争法で、違反行為とされている「略奪的価格設定」は、この部類の異時点間価格差別に入る。これは、合理的な企業であれば理論的にありえないと言われて来た。即ち、略奪的価格設定とは、ライバルを市場から追い出すために低価格戦略をつけ、追い出した後に高価格によって損失分を埋め合わせるといふ戦略である。しかし、高価格にした途端にその市場の利潤に惹かれて参入者がすぐに現れ、損失分を回収できないのではないか。それを予想して、略奪的価格設定をする誘因はないのではないだろうか？というものである。どちらも競争法違反だが、市場からライバルを追い出すより、協調行動（トラストやカルテルの仲間に入れる）を取る方が、利益は大きい可能性がある。

しかし、今期価格を引き下げることによって競争者の退出を促し、来期以降競争者が参入する誘因を持たない条件があるのであれば（消費者の需要惰性、既存企業の生産能力へのコミットメントによる潜在的参入者の利潤計算⁹⁾、既存企業が独占価格を設定していても新規参入の誘因を持つ企業は存在しないだろう。このような場合、真に効率的な企業が残らないというのであれば、経済効率上望ましくないであろう。

⁹⁾ 完全情報の場合には、既存企業が、実際に参入企業が参入しても利潤が上がらない状況まで生産能力を増強する（奥野・鈴木[1988]参照）。不完全情報の場合、すなわち既存企業は自らと参入企業の費用条件を知っているが、次々と参入して来る参入企業が既存企業の費用を知らない場合、既存企業が低価格戦略を続けることで、参入企業が参入するメリットなしと判断して、以後、既存企業が独占価格をつけても参入が発生しない（例えば、Tirole[1988]第9章参照）。

企業は、政府に与えられた条件と市場構造を所与として合理的に行動する。ダンピングに関して、行動を起こすべきは同じ製品を高価格で買わされている輸出国国内の消費者や政府であって、実際、そのような批判や行動は、歴史上行われてきた。しかし、ダンピング防止法は、輸入国の産業を保護する法律であり、今日のダンピング防止協定においては、国際的な価格・数量カルテルを是認する反競争的温床となっているのである。

3.ダンピングの起源とその評価

3-1.アダム・スミスからフリードリッヒ・リストへ一つの商行為としてのダンピング認識から略奪的行為としてのダンピング認識へ

ダンピングとみなされる現象は、19世紀以前においても見いだすことができる。

Adam Smith は、『国富論』第4篇第5章の「輸出奨励金について」において、穀物生産に対する政府の輸出奨励金が重商主義者にとって望ましい政策であると言われていることを批判し、また英国で行われていた穀物に対する輸出奨励金が英国経済に与えた害悪を述べた後、「ある種の事業の経営者たちが、自分だけのあいだで協定し、かれらが取り扱っている商品の一定割合を輸出すれば、それにたいして自前で奨励金を与えようと決めていることを、私は知っている。この方策は大成功で、生産が激増したにもかかわらず、国内市場でのかれらの取り扱い商品価格を二倍以上にも騰貴させたのである。」と、民間企業の輸出カルテルによるダンピング行為の存在を報告している¹⁰。しかし、この報告は、英国国内の「穀物の平均価格は、奨励金の設定以来、かなり低落していると言われている」¹¹ことへの批判の例証として提出されたもので、この商行為自体に対するある価値規範に基づく評価はなされていない。

1791年、米国初代財務長官 Hamilton は、『製造業に関する報告』(Report on the Subject of Manufactures)において、「一時的な犠牲によって、他国に同じ産業を導入しようとする最初の試みを妨げ、おそらくは政府の莫大な補償によって損失を補われている、ある国の特別な事業部門に従事している企業家連合は、存在していると信じられており、確率がゼロであるとはみなされてはいない。」と生産者同士の連合による略奪的ダンピングの存在が信じられていることを述

¹⁰ Smith[1789]の大河内訳[1994]『国富論 II』p.221-222.

¹¹ 同 p.205.

べている¹²。Hamilton は、「新産業の企業家は、その自然の比較劣位のみならず、他国が与える奨励金や報酬などとも闘わなければならないことになる」として、幼稚産業に対する保護政策を訴えている¹³。そして、貿易諸政策の分析を通じて、補助金政策が最も望ましいとし、財源を輸入関税収入によって充てることを提案している。しかし、ここでもダンピング行為に対する特別な価値判断は入っていなかったと言えよう。

しかし、産業革命が英国で興隆を極め、欧米諸国がそれにキャッチアップしてゆくプロセスの中で、ダンピングは製造業者の間で問題とされ、それが議会へと持ち込まれて行った。

英国は、第二次英米戦争（1812-14年）で英米間の通商が¹⁴、1915年までナポレオン戦争でフランスとの通商が途絶えていた。戦争終結後、英国製品の不足状態を見て、米国と大陸ヨーロッパに向けて投機的な輸出が行われた。当初の成功は、注文生産に依らない見込みによる大量生産を促し、再び輸出された1816年には値崩れを起こした。これは英国の製造業者にとって意図せざるダンピングであったが、米国では戦時期に発展した新産業を破壊する目的でダンピング輸出しているとの主張がなされた。

この主張に根拠を与える事件が1816年に発生したことを Viner[1923]は報告している。それは、1816年4月9日に英国庶民院議会での Henry Brougham のスピーチである。彼は、投機的な輸出によって、オランダ、ドイツ、バルト諸国への輸出価格がロンドンやマンチェスターでの価格より安くなってしまい、英国産業に損失を与えた現象を述べた後、アメリカへの同様の現象を述べている。その中で、誤解を与えるような表現をしたのである。それは、「事物の自然な進行に逆らって戦争が存在することを余儀なくさせた米国の成長産業の息の根を初期の段階で止めるために、過剰な供給による最初の輸出で損失を被る価値は十分あった」という部分である¹⁵。先にも述べた通り、英国のダンピング輸出は、事前には意図されておらず、事後的に発生したので、この箇所は、事後的な結果として大量の原価割れ製品が米国に流出して米国産業に壊滅的な損害を与えたという以外の事実はない。しかし、この部分は、英国産業が米国

¹² Hamilton[1791]p.31-32

¹³ Hamilton[1791]p.31

¹⁴ 1814年4月に英国との通商禁止令が発効していた。

¹⁵ Viner[1923]p.42 の Brougham のスピーチの引用

産業の壊滅を意図して略奪的ダンピングをしたという言葉質として、繰り返し米国で取り上げられることになってしまった。

19世紀第二四半期、米国の産業資本家の擁護者とみなされた幼稚産業保護論者として有名な Friedrich List も 1841年に発行した『経済学の国民的体系』においてこの事件に言及している¹⁶。「この当時、イギリス政府は大陸の製造業をゆりかごのなかで窒息させようという意図から大陸の市場を工業製品で氾濫させることを非常措置で奨励している、という見解がますますひろがってきた。この見解は一笑に付されていたとはいうものの、それが世論となったのはしごく当然だったのであって、第一にはこの氾濫がじっさいにもつぱら右の目的のためにつくられたようなかたちでおこったからであり、第二には著名な議員のヘンリ・ブルム氏（いまのブルム卿）が 1815年に議会で露骨にこう述べたからである、「外国の製造業をゆりかごのなかで窒息させるために、イギリスの製造品の輸出にあたって損失を受けることは十分に意義のあることである」と。博愛主義者、世界主義者、自由主義者としてそれ以来きわめて有名になったこのブルム卿の思想は、十年後に、自由主義の点で彼に劣らず有名だった議員のヒュームによってほとんど同じ言葉でくりかえされた。ヒュームもまた、「大陸の製造業がむつきのなかで窒息させられること」を望んだのである¹⁷。

Marshall[1923]は、『産業と商業』において、このような無神経な発言の理由と効果について次のように評している。「イギリスの製造業者や政治家たちは、彼らの政策が他の国民に与える商業上の損失に対して、ややもすれば得意顔をするところがあった。...（中略）...そして今日、イングランドが直面している新たな商業上の諸問題の解決に際して、イングランドがその主要な被害者の立場に立たされているアメリカの採用しているいちじるしい保護貿易的な政策は、イングランド自身の公明さを欠いた行為についての物語—不幸にしてそれはある確かな根拠をもつものであるが—が、アメリカ国民の間に周到に広められた

¹⁶ List は、1825年から31年まで米国に滞在し、米国の産業資本家の代弁者として担ぎ上げられ、1827年に公開書簡を発表し、大反響を博してこの書簡を同年『アメリカ経済学概要』として出版した。これは、List が保護貿易主義の理論を最初に体系づけたものであり、後の19世紀の米国の保護主義理論家に先鞭をつけたと言われている。『経済学の国民的体系』は、ドイツで好評を博し、最初の英訳本は1850年代半ば（Irwin[1996]によると1854年）にフィラデルフィアで刊行されている。

¹⁷ List 小林訳[1979]p.151.

ことに因るところが大である事実に、注意がむけられるべきであろう」¹⁸。

Marshall[1923]によれば、アメリカは 19 世紀第 2 四半期が終わる頃には、揺籃期の産業は確立していた。そして、製造業の発展を背景として、政治家達が製造業に利害を持つ有権者の支持を得るために、略奪的ダンピングに対する保護政策の必要性を訴えるため、Brougham の発言などを論拠に引用したと述べている。すなわち、「若干のイギリスの製造業者たちが、彼らほど豊かな資本を持っていないアメリカの競争者を圧殺する目的で、総費用以下で販売するという、憎むべき慣用手段に時たま訴えたことから生じた害悪を誇張することに、そのような論拠が見出された。」¹⁹、²⁰。

List は、略奪的価格設定による市場の独占への志向は、製造工業の本性だと述べている。英国の大陸へのダンピングが大陸欧州の揺籃期の産業を窒息させる意図で行われたという断定的記述は、このような考えに基づいているように思われる。彼の解釈では、製造工業の独占への志向の作用の仕方は、国内におけるものと海外から来るものとは異なる。即ち、国内では、規模の経済による製品価格の低下と資本・技術の蓄積により、国民の福祉は向上するが、海外からの圧力はその可能性を途絶させるからである²¹。

しかし、List は、工業が同じ程度発展している国同士では、一方が圧倒的な独占力を行使しえないので、国内取引と同じメリットを享受できるとして、二国間の互恵的な自由貿易への協定に賛成している²²。この解釈は、例えば、同じ程度発展した繊維産業でも、比較優位に基づき、A 国が絹織物を輸出し、B

¹⁸ Marshall[1923]永沢訳[1985]第 1 巻付録 G「合衆国の初期の産業の状態と財政政策」p.376

¹⁹ Marshall[1923]同上 p.376

²⁰ 実際、米国は、1816 年関税法による主に紡績業保護を目的とした暫定的関税引き上げ、1828 年関税法による更なる課税品目の拡大と引き上げがなされた。その後、景気変動や南北戦争による財源の関係や国内の疲弊に対する保護のために平均関税率の増減が何度か行われたが、1883 年関税法以降、引き下げられる品目と引き上げられる品目に分けられ、1890 年関税法以降は、鉄鋼製品の一部、非鉄製品の一部、石炭に対して関税を引き下げることに対して、一部の繊維製品や小麦などの食料を中心に高率の関税を課すに至った。関税引き下げ品目は、トラストが行われている産業で、高関税がトラストの形成を助けると言う非難のもと、引き下げられたのである。また、20 世紀に入ると、1913 年関税法において、産業保護の関税は引き下げ、必需品より奢侈品に対して高率の関税をかけ、無税品を増やし、従量税を従価税にするという基準を設ける一方、第一次大戦後の 1922 年関税法では、過剰な輸入の抑制、戦時中に勃興した産業保護、欧州諸国の為替引き下げに対する対抗措置等のための関税引き上げや米国に対する差別待遇への報復措置、米国へのダンピングの禁止などを盛り込んだ。

²¹ List 小林訳[1979]p.355-356

²² List 小林訳[1979]p.379

国が綿織物を輸出するならば、関税を引き下げた方が両国にとってメリットがあるというものである。また、もし、両国が毛織物で競争していても、価格が引き下がるので望ましいとあり、同程度の発展状態なので、一方の他方に対する独占による圧殺が不可能であると考えていたようである。

しかし、19世紀後半以降の歴史を顧みれば、彼の予想した通りには事は運ばなかった。第一に、不均等発展による後発工業国の追い上げに対する先進国英国国内の産業保護への要求の高まりである。それは当初、List が提示したような「互惠」もしくは「相互主義」的な貿易を求めるものではあったが。第二に、カナダや米国において、国内競争法が制定されたことである。

3-2. 「不公正」概念の成立

まず、第一の点、英国の後発国に対する保護主義的動きについて述べよう。その動きは、一時 1878-1885 年間の循環的景気低迷期に起こった。この時期には、世界各地での英国産業の圧倒的地位が、米国、ロシア、ドイツ、フランス、イタリアの関税の引上げとドイツを初め米国、フランスの産業の伸張により、僅差まで追い上げられていた。これを憂い、1886 年の王立委員会(Royal Commission)による報告書は、アメリカのトラストやドイツのカルテルが国内産業を保護しながらダンピングによって英国産業と競争していることを報告している²³。その後の景気回復期には、国内産業の競争力の低下を警告する意見が出されたとしても具体的な保護政策に反映されることはなかった。

しかし、英国の鉄鋼業はベルギーやドイツの鉄鋼と海外で激しい競争を繰り広げていたし、繊維製品の一部はアメリカと日本の輸出品に取って代わられた。Saul[1960]によれば、1899 年から 1913 年間に製品の世界貿易に占める英国の割合は、34%から 31%に減少した。一方、ドイツは 23%から 27.5%、米国は 11.5%から 13%に増大した。電気機械類などごく一部の製造品は、ドイツの輸出額が英国を上回るまでになっていた。英国は、新製品の開発や新技術の導入に遅れをとりつつあり、これに対する危惧が、1860 年に完成した自由貿易体系(Free trade edifice)²⁴に対する修正を迫る動きをもたらした。

例えば、1881 年の Randolph Churchill 卿等による自由貿易同盟による互恵的な貿易条件でなければ、unfair trade であり、英国製品に対して輸入制限をして

²³ Huchison[1951]p.19

²⁴ 特殊技術を要する以外の完成品の輸入関税をゼロにし、前者も従価税 10%以下。

いる国に対しては自由貿易をするべきでないという意見²⁵や 1903 年の Joseph Chamberlain や Balfour と関税改革同盟 (Tariff Reform League) による穀物、小麦粉、食肉、酪農製品および外国の工業製品に適度の課税の提唱である。後者は、その理由として、英国の財源を増大させることに加え、外国のダンピングの防止になることが述べられている²⁶。Viner[1923]によれば、この時の論争において、経済学者がダンピングという言葉を用い始めたとのことである²⁷。実際、1904 年の Economic Journal において、Nicholson[1904]が Balfour が公表したパンフレットの補遺として書かれた Henry A. Agacy[1903]の『自由貿易、保護、ダンピング、奨励金、そして選択的関税(Free Trade, Protection, Dumping, Bounties and Preferential Tariffs)』に対して好意的でない書評をしている。Agacy[1903]は、現在の政策を部分的に修正すれば自由貿易に違反することはない、特にダンピングに対して相殺関税で対抗すれば良いと主張している。しかし、これら意見は時の政府に採用されなかった。興味深いことに、この意見は、1904 年にカナダで成立したダンピング防止法 (後述する) の政府の見解に良く似ている。

次に第二の点、国内であっても独占の弊害は生じるという認識が、カナダや米国に国内競争法を生み出させたことである。ここでは、国際的な影響力の強かった米国に限定して議論を進めよう。

米国では、1882 年ロックフェラー氏等石油会社の株主達が、石油および石油生産物の取引統制をするため、株式議決権を 9 人の受託者 (トラスティ) に譲渡し、全ての会社を一つの事業として管理することを決定し、これを「トラスト」と称した。他にも鉄道、鉄鋼、砂糖、煙草などでもトラストが支配的になった。

国内世論は、トラストが独占の弊害を生じることを懸念し、1890 年 Sherman 法という米国初の競争法 (反トラスト法) を生み出すこととなった。

²⁵ Huchison[1951]p.19-20.

²⁶ 津村[1911]は、この時期の保護貿易主義者を列挙しているので、引用する。「シュモラー G.Shmoller、ワグナー A.Wagner の兩大家を初として、大抵皆然らざるはなく、米國に於ても亦同様に於て、ケリーの流れを汲むもの今尚ほ多數なり。其の他佛蘭西にてはメリヌ Meline の如き極端なる保護主義者出で、英吉利に於てさへアシュレー W.J.Ashley、の如き學者を初め統一黨中の大部分、殊に帝國主義の權化と稱せらるるメチャムバーレン並に其の黨與の如き熱心なる保護貿易論者を出すに至れるほど也。」又、日本でも、松崎藏之助、横井時敬、神戸正雄、河津暹、井上辰九郎、河上肇氏の名を挙げ、程度の差はあれ保護貿易主義の傾向があるとしている。P.307 参照。

²⁷ Viner[1923]p.1 参照。

実際、1865年南北戦争後、米国全土に張り巡らされて行った鉄道会社を中心にトラストの形成や企業の吸収合併が行われ、独占資本家が我が世の春を謳歌した。彼等は、共和党政権下、政治と癒着し、自産業にとって都合の良い政策を採用させるように贈賄によって働きかけ、スキャンダルに発展したものもある²⁸。このような社会現象の中で、州際取引および国際貿易に対応する連邦法として最初の反トラスト法である Sherman 法が制定され、その後法律と運用が強化されて行ったのである。南部[1982]によれば、大企業に対する市民感情は、Sherman 法成立以前の 1890 年までは、非常に悪かったが、それ以降好転した。1900 年以降は、ミドルクラスを別にして、南部農民と熟練労働者（好意的なイメージも増大）のイメージは悪化した²⁹。

州レベルにおいては、独占と独占的慣行に対する判決の集積によるコモン・ローが対応していた。田中[1955]によれば、近代の英米法において基調にあったのは、営業の自由な競争の保護であった。従って、熾烈な競争によって損害を受けた相手がいたとしても、その競争自体は適法と判断された。それは、企業が受けた損害より、競争によって社会全体が受ける利益の方が大きいと考えたからであった。しかし、専ら他人の営業に損害を与える動機で競争を行い、損害を与えた場合は、米国の通説では不法行為とされた（英国では共謀行為以外は不法行為ではない）³⁰。Johnson[1965]によれば、1890 年代中頃年までに 17 の州が独占禁止法令を制定しており、コモン・ローのもとで、砂糖トラストは、1890 年にニューヨーク裁判所で、公共政策に反するとの判決を受けている³¹。

しかし、米国経済の拡大と交通網の発達により、州際および国際的商行為に対する法規定も必要との高まりが出て来たのである。ダンピング防止規定に当たるところが、Sherman 法第 2 条である。すなわち、「数州間もしくは外国との取引もしくは通商のいかなる部分をも独占し、独占を企図し、または独占する目的をもって他の者と結合しまたは共謀する者は、重罪を犯したものとし、有

²⁸ ウィスキー・スキャンダルと呼ばれ、ウィスキーに関するウィスキーリングというトラストでプールした資金を生産量と参入規制に政府高官も抱き込み、脱税分をリングを組織した共和党議員に献金していたことが公になったもの。南部[1982]p.17 参照。

²⁹ 南部[1982]第 2 章参照。

³⁰ 例えば、被告が村の銀行業を営む実力者で、原告を街から追い出す意図で原告が営業する理髪店の隣に理髪店を作り、損失を顧みない営業を行い、原告に多大な損失を与えた場合、不法行為とみなされ、損害賠償責任を負うと判決された。田中[1955]p.143.参照。

³¹ Johnson[1965]田中訳 p.331.

罪の決定があったときには、法人の場合には 100 万ドル以上の罰金に処し、その他の場合には 10 万ドル以下の罰金もしくは 3 年以下の禁錮あるいは双方の処罰を課す」というものである³²。この法律によって、外国と共謀して略奪的価格設定をした国内業者が、裁判所に訴えられ、罪に問われることとなった。また、Sherman 法の延長として、1894 年関税法の第 73 条は、独占を目的としたダンピング輸入を違法(unlawful)とみなし、輸入業者に厳しい罰金か刑法上の処罰を与えるとした。

一方で、1898 年の米国「産業委員会」の報告書は、経済学者にとっては受け入れやすい結論を導き出している。すなわち、競争者を疎外するためにトラストが低い価格をつけ、次に高い価格で回収しようとしても、あるトラストの結合が「原材料に対して独占に近い状態にあるか、特許権によって保護されているか、おそらくはあるきわめて人気の高い型や、商標や、品種の開発に成功するのでないかぎり、価格を競争価格以上に引き上げようとする試みは、たとえ一時的には成功することがあるとしても、結局においては失敗に終わるであろう」と報告している³³。

1900 年、良質の鉄鉱石とコークス用石炭の多くを所有しているカーネギー社が、輸送目的で鉄道の新設計画を立て、鉄鋼・石炭関係の企業を合併し、結局ほとんど全ての主要な鉄鋼関係の企業が合同して、U.S.スチール（株）が成立した。一方、スタンダード・オイル社は、いくつかの銀行を支配し、モルガン財閥などの大財閥は、他の製造業の意志決定に関与できるだけの株式を所有していた。このような動きは、一部の富裕な事業家の協調を容易にさせるが、それが必ずしも米国全体の利益と合致するとは限らなかった。例えば、国内価格を維持するために、余剰生産物を輸出に回し、ダンピングを発生させることがしばしば行われた。U.S.スチール（株）は、造船用の鉄鋼を米国の造船業者にはトンあたり f.o.b 価格 32 ドルで販売していたが、英国ベルファストの造船業者には、トンあたり c.i.f 価格 24 ドルで販売していた事実が報告されている³⁴。また、スタンダード・オイル社もダンピング輸出をしているとして、アメリカの利益に合わないとの報告がされている³⁵。

³² 参考：通商産業省監修『和英対照アメリカ EC 通商慣例法規実務必携 改訂版』p.564-565。

³³ Marshall[1923]同上 p.524.

³⁴ Viner[1923]p.87 参照。

³⁵ Viner[1923]p.90 参照。

このような中で、1912年スタンダードオイル社は解体され、反トラスト法をさらに強力にした1914年Clayton法が成立する³⁶。1914年Clayton法では、第2条で、合衆国管轄下で、価格差別が独占を形成する恐れがあり、競争疎外行為に繋がるのであれば、違法(unlawful)であるとして、司法措置の対象としている。また、第7条では、競争制限的もしくは独占を形成する恐れのある企業による他の企業の株式や資産の取得を禁止している。

米国のダンピング防止法のうち司法的措置をとる流れは、略奪的意図を持つダンピング輸入を行った業者に刑事罰を科し、被害業者に3倍損害賠償を与える1916年ダンピング防止法に至る（今日では、この1916年ダンピング防止法の行使は、WTO協定違反であり、見直しの勧告が紛争処理機関によって採択されていることに注意されたい³⁷）。しかし、この法律は、司法権の及ぶ範囲が国内輸入業者のみであり、外国の輸出業者の証拠を得る手段がないため法の施行に限界があった。そこで、米国は、「不公正競争」(unfair competition)の概念を他国にも敷衍しようと試みた。

1911年時点では、不当廉売を刑罰的に禁止している国は数えるほどしかなかったため、国際的に理解を得られなかった。即ち、1883年設立の国際工業所有権保護同盟(International Union for Protection of International Property)の1911年ワシントン会議において、米国の提案で締約国(21カ国)の不公正競争(unfair competition)の禁止を市民が享受できるよう法律で保証すべきだ(第2条)という点と、締約国の全てが不公正競争に対する有効な保護を同盟国に確保することを了承すべきだ(第10条)という条文を含んだ修正協約に調印した。しかし、米国以外での不公正貿易(unfair competition)の認識は、不正競争(dishonest competition)すなわち不法行為(詐欺的もしくは詐称による商行為)の総称であった³⁸。

³⁶ スタンダード・オイルの解体に関しては、どのような独立の参入者も競争に参加できないような強固な独占企業体が石油産業に単独で意志決定が出来ることは、自由社会を目的とする米国の理念に反するという政府の政治的・経済的信条があったという説がある。南部[1982]p.21.

³⁷ 1998年11月、米鉄鋼会社ホイーリングピッツバーグ社が、三井物産・伊藤忠商事等の米国法人の圧延鋼板の輸入販売に対してオハイオ州連邦地裁に1916年ダンピング防止法にもとづくダンピング提訴をしたのが発端となっている。これに対して、日本は、1999年2月にWTOの紛争処理委員会に提訴していた。2000年9月、紛争処理上級委員会の作成した米国クロの報告書を紛争処理機関が採択した。ちなみに、略奪的ダンピングを取り締まる法律の最後は、1922年ダンピング防止法であったが、数十年を経て、利用されたのは1916年の方であった。

³⁸ Viner[1923]p.254-257 参照。赤松[1955]p.13 参照。

3-3. 「略奪的ダンピング」 = 「不公正貿易行為」 = ダンピングの国際的認識の確立

ところが、そのわずか 3 年後に勃発した第一次世界大戦を境に、言論状況は急転直下の変化を遂げる。英国では、ドイツの工業製品の大量流入、特に第一次大戦後に蓄積したドイツ製品が大量に廉売されることを恐れ、ダンピング問題として国内産業保護の気運が高まった。また、フランスやイタリアにおいて特にドイツの略奪的ダンピングを訴える論者が多数出現した³⁹。これに言及して油本[1938]は、「惟ふに、この種の非難の多くは、戦時に通有の不誠實なるプロパガンダの一面たるにすぎまい」と確証のない宣伝を評している⁴⁰。しかし、第一次世界大戦下の尋常ならざる気運の中で、1916 年 6 月のパリ連合王国国際会議において、英国の発議のもと「ダンピングその他一切の不公正競争（unfair competition）に基づく経済的侵略に対し、連合国の商業、工業、農業を保護するため一定の期間を協定し、その間、敵国（ドイツ）の商業を特別の規定に服させ」、輸入禁止等の措置を取るべきとしている⁴¹。また決議の序文において、ドイツが全世界の生産物や市場において、優位の地位を獲得し、他国を服従させようとするを目的としていることは明らかであるから、連合国はこれを見過すことは出来ないとの趣旨の一文がある⁴²。

略奪的ダンピングであるか否かは別として、当時のドイツにおいて価格差別ダンピングが可能であったことは報告されている。19 世紀後半以降、ドイツは、産業界において強力な重層的なカルテルを形成していた。最も強力なのは石炭カルテルである。石炭に対する輸入関税は高くなかったが高価格で国内に供給する一方、輸出価格を安くしていた。石炭を利用する鉄鋼の製造業者もカルテルを組んでいた。高輸入関税によって保護された国内鉄鋼業者は、国内用の高い値段の石炭を購入していたが、やがて輸出に振り向けられる鉄鋼の分は石炭カルテルから払い戻し金を受け取るようになった。

鉄鋼カルテルもまた、国内供給価格を高く、輸出価格を低く設定していた。

³⁹ 例えば、極論に至ると、フランスの Hausser[1915]は、ドイツ政府と産業が共謀して外国の競争産業を壊滅させようとしていると主張した(p.132)。油本[1938]p.311 参照。

⁴⁰ 油本[1938]p.312 参照。

⁴¹ 連合国パリ経済会議決議の「連合国の商業、工業、農業および海運業の回復期に対する過渡的措置」第 4 条。参加国は、日本、フランス、グレートブリテン、ロシア、イタリア、ベルギー、セルビア、ポルトガル。外務省監修[1951]『通商条約と通商政策の變遷』 p.251 参照。

⁴² 外務省監修[1951]『通商条約と通商政策の變遷』 p.249 参照

鉄鋼カルテルでは、メンバーのシェア拡大に対してペナルティを課していたが、好況期の需要拡大の際には、ペナルティを払ってもシェアを拡大する方がメリットがあったために過剰生産になることが多く、シンジケート化への要求が高まった。一方、銀行は、安定的に成長する鉄鋼カルテルに対して大量の貸し付けを行い、役員を送り込み、また銀行同士が代表者を送り、カルテルの調整を促した。このように、ドイツにおいては、継続的なダンピングが可能だったのである。

さて、米国が第一次世界大戦に参戦した 1918 年 1 月に、道義性の高い国際秩序の建設を目指した米国大統領 Wilson は、議会に対して 14 原則声明を提出した。その中には、通商障壁の撤廃と各国間の通商条件の平等性の確立が説かれている。それは、国際連盟案に受け継がれ、米国家案、英国家案が起草された。米国家案では、国家による直接間接の補助金を禁止するという内容で、ダンピング防止条項(Anti-dumping clause)としている⁴³。英国家案は、ダンピングと輸出補助金を分けて相殺措置を取るべきであるとした⁴⁴。1919 年の国際連盟規約委員会草案では、通商の自由を保証する一方で、工業所有権保護、虚偽の原産地表示の禁止などに加え、ダンピング防止や輸出補助金に対する相殺関税なども盛り込んだ。

1922 年に国際連盟理事会に提出された報告書の中で、不公平慣行(the inequitable practices)として上げられたものに具体的にダンピングのことは含まれていないが、不公平慣行はこれのみに尽きるのではないという留保条件が付けられていた。それには、不当廉売、補助金なども含まれていた。実際、1922 年以前に、各国はあいついでダンピング防止法を成立させていたのである。結局、第一次大戦終結後の 1919 年のヴェルサイユ講和条約で「不正競争」と規定しているのは、工業所有権の保護に関するものだけだったにも拘わらずである⁴⁵。

その理由は、外務省監修[1951]によると、「講和条約実施後五カ年間獨逸を無條約國とし取扱ひ得ることとなりたるを利用し、獨逸よりの輸入品に對し特に

⁴³ 入江[1955]p.29-30.

⁴⁴入江[1955]p.31.

⁴⁵ 入江[1955]p.33-34.ちなみに講和条約に臨んでの日本の方針は、公安、衛生、国家専売品、「ダンピング」その他上記に類似する場合以外、連合国の輸出入品に貿易制限をしてはならないとしている。「講和条約中經濟條項に關する方針」(乙)二外務省監修『通商條約と通商政策の變遷』[1951]p.304 参照。

高關税を賦課又は輸入禁止制限の強化等の措置を採用するに至った」からであろう。また、ドイツやフランスの為替下落が著しく、日英米は通貨価値が回復したが、1922年国際連盟のジェノバ経済会議において、(為替も含む)ダンピングに対する輸入制限を良しとする風潮が趨勢となっていた⁴⁶。日本では、1920年の関税定率法において不当廉売防止の条項を加えている⁴⁷。米国は、ウィルソンが講和条約締結後ドイツの貿易に対する差別待遇を反対したが、1921年関税法において行政法としてのダンピング防止法を作り、議会で押し切れ 1930年 Smoot-Hawley 法においてドイツの為替下落による製品の輸入に対し禁止関税を課した⁴⁸。

そして、「ダンピングは略奪的ダンピングである」という概念が国際的に流布されたのは、参加国が50カ国に及んだ国際連盟の1927年ジュネーブ国際経済会議であろう。ここでの決議内容は、自由貿易主義を標榜していたが、拘束力はなく、勧告に留まった⁴⁹。その中の「5.自由貿易および自国航海保護の間接手段」の「2.「ダンピング」及び反「ダンピング立法」」でダンピングが言及されている。内容を纏めると、次の通りである。ダンピングは輸入国の消費者に一時的に利益を与えるが、生産・商業を不安定にするため、前者の利益より後者の損失の方が大きく、有害な影響を与える。その理由は、一国または多数の国の産業がある国の類似の産業を破壊してから価格を引き上げるからである。ダンピングを行う国は高率の輸入関税を課し、それに対抗して輸入国も高率の関税を課すことは確実である。ダンピングを最小限度にするためには、世界の生産・商業を安定させ、輸出国の輸入関税を低下させるべきだ。輸入国は過度のダンピング防止法を行使することがないよう勧告する⁵⁰。

ダンピングに関する議論は紛糾を極めたと報告されているが、最終決議におけるダンピングに対する認識は、明らかに略奪的ダンピングと一意に結びついている。ここでのダンピング防止に関する勧告は、実際に行われた各国の政策

⁴⁶外務省監修『通商條約と通商政策の變遷』[1951]p.348 参照

⁴⁷日本では、1920年関税定率法においてダンピング防止法「不當廉賣防止に関する規定」が加えられた。その内容は、不当廉売の輸入によって国内の重要な産業が危害を被るかその恐れのあるとき、「正當價格」と同額以下の関税を賦課するというものであり、「正當價格」が何であるのか要領を得ないものであった。しかし、結局一度も発動されなかった。日本関税協会編[1959]参照。

⁴⁸外務省監修『通商條約と通商政策の變遷』[1951]p.255 参照

⁴⁹外務省監修『通商條約と通商政策の變遷』[1951]p.354 参照

⁵⁰外務省監修『通商條約と通商政策の變遷』[1951]p.384-5 参照

に比べると穏当なものであったが、1929年の大恐慌以降、各国の貿易がスパイラル的に減少する強硬な貿易制限措置が取られるようになった。

ダンピングは18世紀においては、Adam Smithや保護主義的なAlexander Hamiltonにおいてもひとつの商行為として見なされており、Marshall[1923]に至ってもその見解は変わらない。その一方、19世紀以降、ダンピングは、国内産業を殲滅させようとする外国の陰謀として神経質に取り上げられ、流布され、不況や戦争の際に喧伝された。そして、「ダンピングは略奪的意図で行われる」

「略奪的ダンピングは不公正である」という国際的なコンセンサスが出来たのは、1920年代のようである。そして、1930年代に入ると日本やドイツが国際連盟を脱退し、通貨下落による製品の国際競争力の増大と領土拡張のための戦争の開始から、再び戦時期の強硬な禁止的貿易政策に入ってゆくのである。

さて、行政法としてのダンピング防止法が出来たのが1904年カナダが最初であり、その後あいついでダンピング防止法が作られた。GATTのダンピング防止条項の手本となった米国ダンピング防止法が成立したのが1921年である。

「略奪的ダンピングが不公正」であるからそれから国内産業を守ることを根拠に作られた法律が、どのように形成され、どのような条文であったかを次の節で検討しよう。

4.各国の「ダンピング防止法」の制定

4.1.はじめに

以下では、各国のダンピング防止法の成立と特徴を見てみよう。米国の司法的ダンピング防止法の流れとは別にカナダの行政法としてのダンピング防止法は、1904年に成立し、それはオーストラリア、ニュージーランドに波及した。次いで、1921年に英、米、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドであいついでダンピング防止法の成立もしくは改正が行われた。カナダ、米国、英国の行政法としてのダンピング防止法を検討し、その目的を明らかにすることとする。

4.2.カナダのダンピング防止法成立

カナダのダンピング防止法は、自由貿易を標榜する自由党政府が、保護主義勢力の圧力を削ぐために作り上げた法律である。以下に詳細を述べよう。

20世紀初頭のカナダの主要貿易相手国は、米国と英国であった。主に工業製

品が輸入されていたが、カナダでも類似製品が生産されていた。カナダの自由党政府は、関税水準を引き下げることが公約に農業従事者等の支持を得ていたが、カナダの製造業者の高率保護関税を求めるキャンペーンによって阻止され、公約違反の非難に喘いでいた。製造業者は、莫大な資金源を用いて、関税法制に広く影響力を行使できる状況にあった。このジレンマを回避するため、政府は、普通関税の引き上げをすることなしに、製造業者が必要としている特定の輸入競合製品の保護を与えるダンピング防止法の制定を発明した。当時の財務大臣 W. S. Fielding は、特殊で一時的なダンピング事件に、一般的で永続的な関税障壁の引き上げで対抗するのは非科学的であるから、ダンピングされた財に対して特別関税を課すのが適切であると主張した。

このように、導入当初から、行政法としてのダンピング防止法は、ダンピングを条件に、競合する国内産業を差別的な関税引き上げによって保護する法律として世に送り出されたのである。この法律を一言で言えば、「外国からの輸入製品が 5% を超えるダンピングを行っていた場合、その輸入に 15% 以下の特別関税を課す」というものである。GATT の第 6 条におけるような、必要要件としての国内競争産業の損害認定とダンピング製品と損害の因果関係の認定は定められていない。ただ、ダンピングの認定という観点からは、今日のダンピング防止法に極めて近い形になっている。以下で、1904 年（1907 年若干修正）のカナダのダンピング認定について検討しよう。

法律の条文では、カナダへの輸出国の同製品の同日の通常の商取引での「公正市場価額（fair market value）」がカナダの輸入業者への輸出もしくは実際の売り渡し価格より高ければ、その差額分が 5% を超えれば 15% を上限に特別関税として課して良いという趣旨のものであった。輸出価格もしくは実際の売り渡し価格は、出荷後のあらゆるコストを引いた価格をさしている。この比較の仕方も GATT の同一段階での比較（特に工場出荷段階）をするための算定方法の考え方と同じである。

1921 年の修正は、公正市場価額の認定に対して加えられている。その趣旨は、公正市場価額は、同製品の同日のカナダでの卸売価格より低くてはならず、カナダに直接出荷された日の同種の製品の生産の実際の費用+合理的な利潤より決して低くてはいけない。この合理的な利潤の判断は、ダンピング調査を行うカナダの関税大臣（Minister of Customs）に任されている。

この修正の目的は、カナダの財務大臣によれば、「財は、関税目的に対して

評価されるべきものなのであり、外国市場の一時的な相場によって正当化される強制された価格でなく、市場での通常の標準価値に注目し、生産コスト＋合理的利潤にすべきである」とのことであった。この意味は、たとえ製品が同じ価格でカナダおよび本国で売られていたとしても、原価割れ販売をしていたとすれば、課税対象とするというものである。

これは、GATT 第6条における正常価額 (normal value) の決定において、「通常の商取引」でない場合に、製造費用＋販売一般管理費＋適正利潤を算定して得られる構成価額 (constructed value) を用いるという規定に考え方として近い。ただし、原価割れ販売を通常の商取引に入れないという判断は、1979年の米・加・豪・ECの合意以降、これらの国で事実上明文化されて用いられたものであり、その後WTO協定に組み込まれて今日に至っている⁵¹。

ダンピング認定だけの課税は、損害認定も必要要件としたGATTのダンピング条項成立後も、締約国として加わっていたにも拘わらず、祖父権⁵²の適用によって、1964年のケネディ・ラウンドにおけるダンピング防止協定調印までは続けられた。

4-3.米国のダンピング防止法⁵³

1921年、米国は、カナダにならって行政法としてのダンピング防止法を制定した。施行機関は、財務省であった。これは、もし米国のある産業が、外国製品の輸入が理由で、損害を受けているか受けそうであるか確立が妨害されており、その分類や種類がその差額つまりダンピング・マージン分特別関税を課税するというものである。比較するのは、「公正価額」すなわち「購入価格」(purchase price)もしくは「輸出者の販売価格」(exporter's sale price)と「外国市場価額」(foreign market value)である。「購入価格」は、輸入者が輸入した費用から輸送費等の諸

⁵¹ GATT1994 第6条の実施に関する協定第2条2.2.1「単位あたりの生産費（固定費および変動費）に管理費、製造経費および一般的な経費を加えたものを下回る価格ひよる同種の製品の輸出国の国内市場における販売または第三国への販売については、その販売が長期にわたり、相当量で、かつ合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われていると当局が決定する場合」と記されている。ただし、長期とは、6ヶ月を超えなければならない、通常は1年である。

⁵² 祖父権は、1947年成立のGATT条項の第3条以降において、既に同じ貿易措置に対する法律が締約国にある場合は、既存の法律を用いることを締約国に許したものである。このため、締約国間で法律のばらつきが存在し、しばしば問題とされたため、多角的貿易交渉などで議論され、協定が作られた。WTOでは、祖父権を廃止している。

⁵³ 1921年緊急関税法(The Emergency Act of 1921)に含まれる。

経費を引いたものに輸出国で輸出税を課されていた場合その額、輸出国の輸入税の払い戻しや内国税免除もしくはリベートを加えたものである。

「外国市場価額」は、当該輸出者が通常の商取引で(in the customary way)製品が輸出国の主要な市場で全ての購入者に通常の卸売り数量で販売されている価格を指す。

Barceló [1991]によれば、1921年法は、現代におけるダンピング防止政策の方向性を示した反トラストと保護主義者の目的に本質的混乱を導入した。全てのダンピング防止法によるのと同様に、1921年法は、不公正貿易行為、すなわち略奪的ダンピングと戦うものとして、一貫して正当化されている。しかし、その主張は、決して適当な説明をしているわけではない。つまり、1916年法や国内の反トラスト法が十分に効果を上げなかったのは、略奪的価格設定それ自体が本来頻繁に存在したからなのかどうかを検討していない。その一方で、生産者に損害を与えたダンピングであれば、全く略奪的でないダンピングでも、攻撃した。損害を与えるダンピングかも知れないと推測されうるなら、たとえ非略奪的でも、不公正であると下院では認識されていた。一方で、国内の価格差別については同じようには扱わなかったのである。

制定に関する議会のレポートと議論では、略奪的ダンピングのみが悪く、それのみから国内産業を救済すべきであるという意見も存在した。1916年法から変化した1921年法の主な特徴、つまり、関税による救済の導入、略奪的意図の必要要件を削除し単なる「産業に対する損害」テストの置き換えが、重大な保護主義的潜在性を付け加えていることを述べ、理解している人たちも存在していた。

4.4.英国のダンピング防止法

英国は、1921年産業保全法⁵⁴第二部に3年間の時限立法としてダンピング防止法を施行した。英国では、第一次世界大戦中、戦争終結後のドイツのダンピング商品の氾濫の脅威に対する有効な対抗措置について議論された。この動きが国際舞台で明らかになったのは、1916年のパリ連合経済会議における英国の音頭取りでの決議内容「ダンピングまたはその他のいかなる形の不正競争から生ずる（ドイツの）経済的侵略に連合国は戦後一致協力して利益の擁護に当たるべき」である。その直後より、何度も草案作成や議会での検討が行われた

⁵⁴ The Safeguarding of Industries Act. "Protection"でなく"Safeguarding"であることに注意。

が、結局 1921 年の産業保全法まで成立を待った。これは、ドイツ、ベルギー、フランス等の為替下落による輸入激増に対して対策を要する気運が高まったためという事情があった⁵⁵。

この法律は、第一部で基幹産業の保護、第二部でダンピングの取締を規定している。取締の対象のダンピングは、為替ダンピングと商品ダンピングである。ただし、この商品ダンピングは、この法律に規定されている生産費(cost of production)以下の価格でイギリスで販売されたり販売申し込みをしており、それにより英国国内の産業が損害を被るかその恐れがあると認めた場合、約 33% の従価関税を課すというものである。この法定生産費は、輸出国の卸売り価格から輸出国の国内消費税等の国内税を差し引いた金額に 95% を乗じたものと規定されている。この「生産費」は、生産には直接関わりない販売に伴う経費や利潤も含まれており、厳密には生産費と言えない。しかし、1916 年から 1921 年に至るまで成立しなかったダンピング防止法成立を巡る政治的紛糾を顧みると、妥協の産物として、あえて生産費でないものを「生産費」と定義づける政治的妥協があったことが推測される。一方、比較すべき英国での価格は、運賃・保険料・輸入業者の利潤・英国での関税を差し引いた価格である。この算定方法は、ダンピングの認定がより容易であったことは推測に堅くない。ちなみに、オーストラリアの 1921 年ダンピング防止法もほぼ英国の法律に準じている。ただし、オーストラリアの場合、「運賃ダンピング」も適用対象に入っている⁵⁶。

このような相次ぐダンピング防止法の成立に対応して、マーシャル[1923]は「ダンピング政策。結合は国内産業を安定させるという主張について」節において、国際的な価格差別ダンピングは通常の商行為であると書いている。その理由は、単独でもしくは協調的に価格支配力を持ち得る国内と持ち得ない海外では、値付けや戦略が異なるからである。当時問題とされていたドイツのダンピングが略奪的意図というよりは国内価格安定のために成されることが多いことを指摘し、英国の企業でさえ行う同様のダンピングを外国企業に「有罪宣告

⁵⁵ 外務省調査部[1935]p.33-34.

⁵⁶ 運賃ダンピングとは、他の条件を一定として、輸送業者が内国輸送の運賃を高く、海外輸送の運賃を安く設定する価格差別を行うこと。即ち、輸送サービスにおけるダンピングである。GATT では、商品ダンピングのみがダンピング防止規定の対象となっていることに注意されたい。

のような言葉遣い」で非難するのは慎むべきとの主張がなされている⁵⁷。

実際、津村[1908]によって日本に紹介された、ロンドン Economist の 1907 年 11 月 16 日号記事「ダンピングと対抗ダンピング(Dumping and Counter-Dumping)」に英国鉄鋼業者によるドイツ、ベルギーに対抗するダンピングの現象が報告されている。イングランドとスコットランドの製造業者は共謀して、本国におけるよりもトンあたり 12-20 シリング安くして外国の注文を開拓していると報告されている。

仮に「略奪的ダンピングは不公正」という意見の一致を見たとしても、厳密に略奪的ダンピングを防止することを目的としたとは言えない事実上セーフガード目的の「ダンピング防止法」において、輸出国の「不公正」を非難する文言を入れようとするのは、経済学的指摘を待つまでもなく公正な感覚を欠いていると言えよう。

しかし、カナダで成立したダンピング防止法には、今日のダンピング防止条項における比較の基準となる価格、正常価額(normal value)を公正市場価額(fair market value)としているし、オーストラリアもその名を用いている。米国では公正価額(fair value)と称している。また、英国においても生産コスト(cost of production)という言葉を用いている。生産コスト割れの販売は、どこからか補助金を受けなければ実現不可能である。それは、企業の内部補助であれば、他地域もしくは将来、限界費用をはるかに上回る価格による利潤で、カルテルであれば、国内の高価格によってプールした資金で、その可能性がなければ、政府による補助金で補償されていなければならない。その意味で、政府による補助金を別として、地域間価格差別ダンピングもしくは異時点間価格差別ダンピングのどちらかに属する。しかし、英国の規定における「生産費」は平均費用とも限界費用とも全く関係ない便宜上の価格である。

英国では、時限立法である「産業保全法」が失効した後、再び同様の法律の作成が商務院によって検討された。その中で、外国の競争の不公正の定義が述べられている。即ち、輸出補助金的効果を持つ為替下落（為替ダンピング）、輸出補助金等の助成金による価格下落、英国より著しく低い労働条件による価格下落（ソーシャル・ダンピング）である。今日では、最初の2つは、GATT1994 第 6 条の輸出補助金に対する相殺関税規定によって対応されており、ソーシャル・ダンピングは、ダンピング防止法の適用対象ではない。

⁵⁷ Marshall[1923]永澤訳 p.307-316.

また、現在では規制すべき対象でない為替ダンピングも人為的為替操作による価格下落であるという理由で 1932 年のオタワ帝国議会において大英帝国共栄圏内では、防止の対象とされた⁵⁸。しかし、ダンピングの定義から見ると、価格差別も原価割れも起こさない。このため、GATT では、為替ダンピングは防止対象とされていない。しかし、1930 年代、日本は金本位制からの離脱により、為替の切り下げを行ったため、この対象とされ、英国との貿易摩擦を起こした。

5.GATT ダンピング防止条項の成立

第二次大戦後、戦争を起こさない国際経済体制づくりの一つの柱として、国際貿易機関(International Trade Organization)の設立が企図された。ITO 憲章の作業文書の中では既にダンピング防止条項が組み込まれていた。ダンピング防止条項作成に際して何が問題とされ、どうなったのかを見て行こう。

1946 年から 1947 年の間のガットに対する公式コンファレンスが行われた。ダンピング防止法に対する必要に関しては、本質的に米国の作業文書「国連の国際貿易機関に対する提案された憲章」に提示された線でゆくことが、合意されていた。その内容は、米国の 1921 年ダンピング防止法に酷似している。具体的には、ITO (国際貿易機関) 憲章第 34 条「ダンピング防止関税および相殺関税」の第 1 項で、ダンピングが輸入国の一産業に実質的な損害を与えるかその恐れがあるか産業の確立を実質的に遅延せしめたときは、「非難すべきものであることを承認する」とある。この内容は、ITO が頓挫した後、一時的に国際貿易協定として採用された GATT(関税貿易一般協定)の第 6 条にそのままの形で組み込まれた。これは、1927 年の国際連盟経済会議の勧告よりも厳しい価値判断が入っているが、あの時点で「ダンピングは略奪的ダンピングであり、輸入国はそれによって全体としては損害を受ける」という決議文に依拠すれば、「非難すべきもの」という文言を外すか否かは、以下の問題よりも重要な議題ではなかったかも知れない。コンファレンス参加者は、実際には略奪的価格設定を行っていないのに、選択的セーフガード法のように機能するダンピング防止法の潜在性に気づいていないか興味を持っていなかったようである。

Barceló[1991]によれば、関心は、ダンピング防止法の濫用に集中した。一方

⁵⁸ オタワ会議に於ける決議及び声明の 2 輸出奨励金およびダンピング防止税 (Export Bounties and Anti-Dumping Duties) 例えば、外務省調査局[1935]p.142-143 参照。

で、実際の価格差別がない時にはセーフガード法が濫用されるのではないかという理由で、同様の関心がセーフガード法にも集まった。それゆえ、交渉者は、今日でもダンピング防止法の濫用に対して行う第一の対処法に議論を集中させた。即ち、規定の明確化である。価格差別の定義、ダンピング防止税をダンピング・マージンまでに限定する、ダンピングされた輸入が「実質的損害」の原因であることを保証するという規定に尽力したのである。

米国国務長官 Cordell Hull は、1933 年 6 月のロンドン経済会議議長に対して、貿易障壁の撤廃の討議検討議題として「国内消費より廉価に輸出用として販売されており、または政府あるいはその他の奨励金によって特惠を受けているという厳密な意味でダンピングされたと見られる商品に関する付加税」を掲げている⁵⁹。これに対して、1930 年代以降、外国の国際法学者、政治学者、経済学者は、「ダンピング、少なくともそのあるものが不公正競争の主要な一様態であること」を指摘した⁶⁰。しかし、略奪的ダンピングが不公正であるとの認識は確立したとしても、ダンピング防止法それ自体との関係を検討する意志は働かなかったようだ。

米国のルーズベルト政権下、1934 年の英国を初めとし 1947 年までに米国と 32 カ国が通商協定を結んだ互惠通商協定法は、ITO の母胎になったと言われている⁶¹。基本方針は、互恵的関税引き下げ・数量制限の変更、無税品を有税品としない、取り決められた税率は全ての国からの輸入に適用されるという内容であった。しかし、協定内容に、ダンピング防止税や衛生・公安・裁判判決に関して施行されている行政命令は適用されないという記述がある⁶²。このように、ダンピング防止法は、問題の本質を残したまま、既成事実として存在し続けたのである。

⁵⁹League of Nations Official No: C.435.M..220.1933.II "Communication by Mr. Cordell Hull(United States of America) to the President of the Economic Commission" in Annex II Report of the Economic Commission:p.42、世界経済調査会[1951]p.346.

⁶⁰ 入江[1955]p.43.入江は、Fenwich[1934]、Stentz[1935]、Rittershausen[1953]等を上げている。日本で油本豊吉が『ダンピング論』を上梓したのは 1938 年であった。彼は、Stenz, W. J. [1935] *Dumping als Betriebsproblem!*, Wurzburg のダンピングの「不公正」さの客観基準を「平均費用割れの輸出価格（ただし、操業停止の際の固定費とサンクコストは除く）」としている（これは即ち国内市場からの利潤で輸出損失を内部補助している証拠であるからだとする）ことに対し、実際の独占価格の決定は固定費とは無関係で、需要に依るとして Stentz を批判している。

⁶¹ 日本関税協会[1959]p.221-222.

⁶² 外務省調査部第二課[1939]p.253-291.

6. 結語

本論文では、ダンピングという経済行為の一部、すなわち「略奪的ダンピング」が、国際的に「不公正」と認識されるようになり、さらにダンピングが「略奪的ダンピング」と一意に結びつけられたいきさつを示すとともに、GATTの条文において、定着したダンピング防止法が、「略奪的ダンピング」を防止する法律ではなく、当初よりダンピングを条件としたセーフガード措置であることを明らかにした。一方で、常に冷静な意見、すなわち「略奪的ダンピング」は極めて稀にしか発生しないこと、事実上のセーフガード法であるダンピング防止法に倫理的意義を加えるべきではないこと等を論じている議論を示してきた。

鈴木[1998]は、「公正」な貿易政策・措置の在り方を多国間交渉で決定する場合、各国の理念・利害、情報の不完全性、交渉時間の制約等によって目的に対して合理的に設計されている保証はなく、実際そのルールに基づき経済活動が行われた際、予期せぬ副作用を発生させ、一部の貿易参加国に不利な影響を与えてしまう可能性があるかも知れないと論じたが、ダンピング防止法の成立は、その指摘が極端にデフォルメされて現れたように思われる。

ダンピング防止法の濫用に対する懸念が表明されて久しい。極めてラディカルな意見としては、Barcelóのような共通の競争法をダンピング防止法の代わりに用いるEU（欧州連合）の状態を理想とするものである⁶³。もう一方の極では、「ブレーキがあるから車は速く走れる」という理由での現状追認主義が存在する⁶⁴。濫用の防止に関しては、ダンピング防止手続き細則の徹底と手続きの透明性、紛争処理手続きの利用などである。しかし、セーフガード条項の一ヴァリエーションとしてダンピング防止法を用いるのは筋違いであり、セーフガード運用を弾力化するのが正しい在り方であろう。

Tharakan[1999]が指摘しているように、ダンピング防止法の運用は、WTO公認のもとに極めて安価なコストで産業保護を得、輸出国産業に「不公正」のレッテル張りができるという、輸入国の利益享受者にとっては、都合が良すぎる法律なのである。

⁶³ Stiglitz[1997]も同様の提案をしているが、あまりシビアでない改革として手続の改正も挙げている。

⁶⁴ 例えば、Miranda et al[1998]。

参考文献

邦文文献：

- 安部源一[1955]「日本の不正競争に對する國際的非難—英下院の對日講和條約
討議の經濟的背景—」國際經濟法研究會編『國際不正競争の研究』有斐閣
- 赤松要[1955]「ダンピングの本質並に形態と不公正競争」國際經濟法研究會編
『國際不正競争の研究』有斐閣
- 赤根谷達雄[1992]『日本のガット加入問題《レジーム理論》の分析視角による
事例研究』東京大学出版会
- 外務省監修 日本學術振興會編纂[1951]『通商條約と通商政策の變遷』世界經
濟調査會
- 外務省調査部第二課[1939]『「アメリカ」合衆國ノ通商政策』外務省調査部
- 外務省調査部第四課[1935]『「オタワ」英帝國經濟會議ノ考察』外務省調査部
- 外務省經濟局監修[1995]『世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定』日
本國際問題研究所
- 濱田恒一[1934]『貿易政策論』改造社
- 堀江歸一[1907]『國際商業政策』同文館
- 入江啓四郎[1955]「國際不正競争と國際法」國際經濟法研究會編『國際不正競
争の研究』有斐閣
- 清野一治・柴山千里[1992]「輸出独占下のダンピングと防止税の効果—市場間
及び異時点間差別価格の分析—」『日本經濟研究』No.23.
- 清野一治・柴山千里[1993]「國際寡占とダンピング—市場独立 vs.連動的ダンピ
ング認定」『日本經濟研究』No.24.
- 南部鶴彦[1982]『産業組織と公共政策の理論』日本經濟新聞社
- 日本関税協會編[1959]『日本の関税』日本関税協會
- 西善弥（編集）[1972]『米国のアンチ・ダンピング』日本貿易振興會
- 奥野正寛・鈴木興太郎[1988]『ミクロ経済学 II』岩波書店
- 猿谷要[1999]『物語アメリカの歴史 超大国の行方』中公新書
- 柴山千里[1996]「反ダンピング調査手続の問題点—利用可能な最善情報」小樽
商科大学『商学討究』第46巻2.3合併号.
- 鈴木興太郎[1998]「貿易政策・措置の《公正性》とGATT/WTOの整合性」『貿
易と関税』4月号：p.78-88.

- 高橋亀吉[1934]『ソシャル・ダンピング論』千倉書房
- 田中一夫[1955]「米國州際通商上の不正競争」國際經濟法研究会編『國際不正競争の研究』有斐閣
- 通商産業省監修 通商關係法研究会編著[1992]『和英対照 アメリカ・EC 通商關係法実務必携 改訂版』第一法規出版
- 津村秀松[1908]「自由貿易國ニ於ケル「ダンピング」」國民經濟雜誌第4巻第2号 p.269-271.
- 津村秀松[1911]『商業政策 上巻』寶文館
- 通商産業省通商政策局編『2000年版不公正貿易報告書～WTO協定から見た主要国の貿易政策～』通商産業調査会出版部
- 内田宏・堀太郎[1959]『ガットー分析と展望一』日本關稅協會
- 油本豊吉[1938]『ダンピング論』南郊社
- 欧文文献：
- Barceló III, John J. [1991]"A History of GATT Unfair Trade Remedy Law - Confusion of Purpose", *World Economy* 14: 311-333.
- Hamilton, Alexander[1791]"Report on the Subject of Manufactures" in F. W. Taussig (ed.) [1893] *State Papers and Speeches on the Tariff*, Harbard Univ. Press.
- Henri Hausser[1915] *Les Methodes Allemandes D'expansion Economique* L.D. Peisl.
- Hutchison, Keith[1951] *The Decline and Fall of British Capitalism*, Jonathan Cape.
- Irwin, Douglas A. [1996] *Against the Tide: An Intellectual History of Free Trade*, Princeton Univ. Press (小島清監修 麻田四郎訳[1999]『自由貿易理論史：潮流に抗して』文眞堂)
- Johnson, Artur M.[1965] *Government-Buisness Relations*, Charles E. Merrill Publishing Company(田中啓一訳[1971]『アメリカ政府と企業』勝利出版社)
- List, Friedrich[1841] *Das Inationale Syetem der Politischen Ökonomie*(translated from the German by G.A. Matole ; including the notes of the French translation, by Henri Richelot ; with a preliminary essay and notes, by Stephen Colwell.[1856] *The National System of Political Economy*, J.B. Lippincott.
- List, Friedrich[1930] *Das Inationale Syetem der Politischen Ökonomie*. Ausgabe letzter Hand, vermehrt um einen Auhang, Herausgegeben von Artur Sommer (小林昇訳[1979]『経済学の国民的体系』岩波書店)
- Marshall, Alfred[1923] *Industry and Trade Fourth Edition*, Macmillan and Co.,

- Ltd.(永沢越郎訳[1986]『産業と商業』岩波ブックセンター信山社)
- Miranda, Jorge, Raúl A. Torres & Mario Ruis[1998]"The International Use of Antidumping:1987-1997", *Journal of World Trade* 32(5): 5-71.
- Nicholson, J. S.[1904] "Reviews: Agacy, Henry A.[1903]"Free Trade, protectionism, Dumping, Bounties, and Preferential Tariffs" *Economic Journal* 14(reprinted 1966):61-63.
- Prusa, Tomas J.[1992] "Why are so many antidumping petitions withdrawn?", *Journal of International Economics* 33: 1-20.
- Saul,S.B.[1960] *Studies in British Overseas Trade 1870-1914*, Liverpool University Press (久保田英夫訳[1975]『イギリス海外貿易の研究 1870-1914』文眞堂)
- Smith, Adam[1789] *An Inquiry into The Nature and Course of Wealth of Nations in Three Volumes, the Fifth Edition*, A. Strahan; and T. Cadell (大河内一男監訳、大河内暁男・田添京三・玉野井芳郎訳[1994]『国富論 第6版』中央公論社)
- Staiger, Robert W. & Frank A. Wolak[1996] "The effect of import source on the determinants and impacts of antidumping suit activity", Anne O. Kruger (ed.) *The political economy of trade protection*, The Univ. Chicago Press: 85-93.
- Stiglitz, Joseph E. [1997] "Dumping on Free Trade: The U.S. Import Trade Laws, *Southern Economic Journal* 64(2): 402-424.
- Tharakan, P. K. [1999]"Is Anti-dumping Here to Stay?", *World Economy* 22: 179-206.
- Tirole, Jean[1988] *The Theory of Industrial Organization*, MIT Press.
- Twain, Mark & Charles D. Warner[1873] with an introd. by Marvin Fekheim[1969] *The Gilded Age: A Tale of Today*, New American Libraly.
- Viner, Jacob[1923]*Dumping: A Problem in International Trade*(Reprinted 1966), Sentry Press.

This Discussion Paper Series is published by the Center for Business Creation(changed from the Institute of Economic Research on April 1999) and integrates two old ones published separately by the Department of Economics and the Department of Commerce.

Discussion Paper Series
Institute of Economic Research
Otaru University of Commerce

No.	Title	Author/s	Date
1.	ホーネクス・サイモンの条件に関する諸説の統合について	タスク・フク, ティハ・ンカー	Jul.1992
2.	Motivation and Causal Inferences in the Budgetary Control	Yoshihiro Naka	Aug.1992
3.	Проблемы управления рабочей силой на предприятиях Дальнего Востока (социологические аспекты)	Анатолий Михайлович Шкурки	Nov.1992
4.	Dynamic Tax Incidence in a Finite Horizon Model	Jun-ichi Itaya	Jan.1993
5.	Business Cycles with Asset Price Bubbles and the Role of Monetary Policy	Hiroshi Shibuya	Jun.1993
6.	Continuous Double-Sided Auctions in Foreign Exchange Markets	Ryosuke Wada	Aug.1993
7.	The Existence of Ramsey Equilibrium with Consumption Externality	Sadao Kanaya & Tomoichi Shinotsuka	Sep.1993
8.	Money, Neutrality of Consumption Taxes, and Growth in Intertemporal Optimizing Models	Jun-ichi Itaya	Nov.1993
9.	Product Returns in the Japanese Distribution System: A Case Study of a Japanese Wholesaler's Return Reduction Efforts	Jeffery Alan Brunson	Mar.1994
10.	Dynamics, Consistent Conjectures and Heterogeneous Agents in the Private Provision of Public Goods	Jun-ichi Itaya & Dipankar Dasgupta	Jun.1994
11.	Intra-industry Investment and Imperfect Markets A Geometric approach in Simple General Equilibrium	Laixun Zhao	Oct.1994
12.	Sit-Down to Split: Flint GM Workers in 1937-1939	Satoshi Takata	Dec.1994
13.	The Complementarity between Endogenous Protection and Direct foreign Investment	Laixun Zhao	Feb.1995
14.	Consumption Taxation and Tax Prepayment approach in Dynamic General equilibrium Models with Consumer Durables	Jun-ichi Itaya	Mar.1995
15.	Regulatory System and Supervision of the Financial Institutions in Japan	Osamu Ito	May 1995
16.	Financial Restructuring and the U. S. Regulatory Framework	Jane W. D'Arista	May 1995
17.	The Legacy of the Bubble Economy in Japan: Declining cross Shareholding and Capital Formation	Hiroo Hojo	May 1995
18.	Stockownership in the U. S. : Capital Formation and Regulation	Marshall E. Blume	May 1995
19.	International Joint Ventures and Endogenous Protection a Political-Economy Approach	Laixun Zhao	Nov.1995
20.	GM社をめぐるアメリカ労働史研究 : ファイトとエツァフォースの現場像の吟味	高田 聡	Feb.1996
21.	卸売業の経営と戦略 - 卸売流通研究会ヒアリング調査録(1): 日用雑貨卸売企業	卸売流通研究会 (代表 高宮城朝則)	Apr.1996
22.	卸売業の経営と戦略 - 卸売流通研究会ヒアリング調査録(2): 食品・酒類卸売企業	卸売流通研究会 (代表 高宮城朝則)	Apr.1996

23. A Note on the Impacts of Price Shocks on Wage in Unionized Economies	Laixun Zhao	May 1996
24. Transfer Pricing and the Nature of the subsidiary firm	Laixun Zhao	Jun.1996
25. The Incidence of a Tax on Pure in an Altruistic Overlapping Generations Economy	Jun-ichi Itaya	Sep.1996
26. 'Small Government' in the 21st Century	Hiroshi Shibuya	Sep.1996
27. Characteristics and Reforms of Public Health Insurance System in Japan	Takashi Nakahama	Sep.1996
28. The Role of Local Governments in Urban Development Policy	Yoshinori Akiyama	Sep.1996
29. Optimal Taxation and the Private Provision of Public Goods	Jun-ichi Itaya & David de Meza & Gareth D. Myles	Oct.1996
30. Comparison of Agricultural Policy in the U. S. and the Japan	Toshikazu Tateiwa	Oct.1996
31. US Health Insurance:Types, Patterns of Coverage and Constraints to Reform	Dwayne A. Banks	Oct.1996
32. International Capital Flows and National Macroeconomic Policies	Jane W. D'Arista	Oct.1996
33. Financial Liberalization and Securitization in Housing Finance and the Changing Roles of the Government	Syn-ya Imura	Oct.1996
34. Social Efficiency and the 'Market Revolution' in US Housing Finance	Gary Dymski & Dorene Isenberg	Oct.1996
35. Government Expenditure and the Balance of Payments:Budget Deficit, Financial Integration, and Economic Diplomacy	Hiroshi Shibuya	Nov.1996
36. A History of PBGC and Its Roles	C. David Gustafson	Nov.1996
37. Dynamic Provision of Public Goods as Environmental Externalities	Toshihiro Ihori & Jun-ichi Itaya	Mar.1997
38. A Comparative Static Analysis of the Balanced Budget Incidence in the Presence of Sector-Specific Unemployment	Koh Sumino	Mar.1997
39. An Econometric Study of Trade Creation and Trade Diversion in the EEC,LAFTA and CMEA:A Simple Application of the Gravity Model	Masahiro Endoh	Apr.1997
40. A Dynamic Model of Fiscal Reconstruction	Toshihiro Ihori & Jun-ichi Itaya	Apr.1997
41. The Japanese Way of Solving Financial Institution Failures	Osamu Ito	Jul.1997
42. The Federal Role in Community Development in the U.S. :Evolution vs. Devolution	Jane Knodell	Oct.1997
43. Rent-Seeking Behavior in the War of Attrition	Jun-ichi Itaya & Hiroyuki Sano	Oct.1997
44. サハリン石油・ガス開発プロジェクトと北海道経済の活性化 第1号	北東アジア-サハリン研究会	May 1998
45. 購買部門の戦略性と企業間連携について	伊藤 一	Jun.1998
46. The Formation of Customs Unions and the Effect on Government Policy Objectives	Masahiro Endoh	Jul.1998
47. The Transition of Postwar Asia-Pacific Trade Relations	Masahiro Endoh	Jul.1998
48. 地域型ベンチャー支援システムの研究 Iー道内製造業系ベンチャー企業のケーススタディー	地域経済社会システム研究会 日本開発銀行札幌支店	Jul.1998

- | | | |
|---|-------------------------------------|----------|
| 49. Fiscal Reconstruction Policy and Free Riding Behavior of Interest Groups | Toshihiro Ihuri
& Jun-ichi Itaya | Aug.1998 |
| 50. Quellen zum Markwesen des Osnabrücker Landes im Niedersächsischen Staatsarchiv Osnabrück(mit Schwerpunkt:Verfassung,Höfting,Siedlung und Konflikten im 17.und 18.Jahrhundert) | Susumu Hirai | Sep.1998 |
| 51. Equity and Continuity with a Continuum of Generations | Tomoichi Shinotsuka | Dec.1998 |
| 52. Public Resources Allocation and Election System | Akihiko Kawaura | Mar.1999 |

Discussion Paper Series
Center for Business Creation
Otaru University of Commerce

- | | | |
|---|---|----------|
| 53. 消費者の価格プロモーション反応への影響を考慮した広効果測定モデルの構築 | 奥瀬喜之 | Jun.1999 |
| 54. 地域型ベンチャー支援システムの研究II-地域型ベンチャー・インキュベーションの設計- | 小樽商科大学とベンチャー創造センター & 日本開発銀行札幌支店 | Jul.1999 |
| 55. サリン石油・ガス開発プロジェクトと北海道経済の活性化 第2号 | 北東アジア・サリン研究会 | May 1999 |
| 56. 石鹼洗剤メーカーにおけるマーケティング・チャネル行動の変遷 | 高宮城朝則 | |
| 57. 長期的取引関係における資源蓄積と展開 | 近藤公彦 & 坂川裕司 | Dec.1999 |
| 58. Externalities:A Pigovian Tax vs. A Labor Tax | Ko Sumino | Dec.1999 |
| 59. A New Dimension of Service Quality:An Empirical Study in Japan. | Makoto Matsuo
& Carolus Praet
& Yoshiyuki Okuse | Dec.1999 |
| 60. Aftermath of the Flint Sit-Down Strike:Grass-Roots Unionism and African-American Workers, 1937-1939 | Satoshi Takata | Mar.2000 |
| 61. Tariff induced dumping in the intermediate-good market | Chisato Shibayama | Apr.2000 |
| 62. Deregulation, Monitoring and Ownership structure:A Case Study of Japanese Banks | Akihiko Kawaura | Apr.2000 |
| 63. サリン石油・ガス開発プロジェクトと北海道経済の活性化 第2号 | 北東アジア・サリン研究会 | Apr.2000 |
| 64. A Cooperative and Competitive Organizational Culture, Innovation, and Performance: An Empirical Study of Japanese Sales Departments | Makoto Matsuo | May 2000 |
| 65. Foreign Exchange Market Maker's Optimal Spread with Heterogeneous Expectations | Ryosuke Wada | Jun.2000 |
| 66. ダンピングとダンピング防止法の起源
歴史的な文脈における「不公正貿易」概念の成立 | 柴山千里 | Oct.2000 |

Discussion Paper Series
Department of Economics
Otaru University of Commerce

No.1-16 Feb.1985-Oct.1991

Discussion Paper Series
Department of Commerce
Otaru University of Commerce

No.1-2 Apr.1985-May 1989

Center for Business Creation, Otaru University of Commerce
3-5-21, Midori, Otaru, Hokkaido 047-8501, Japan Tel +81-134-27-5290 Fax +81-134-27-5293
E-mail:cbc@office.otaru-uc.ac.jp

小樽商科大学ビジネス創造センター
〒047-8501 北海道小樽市緑3丁目5番21号 Tel 0134-27-5290 Fax 0134-27-5293
E-mail:cbc@office.otaru-uc.ac.jp